

庁議における審議要旨	
日時	
令和 8 年 6 月 1 1 日	午後 3 時 0 0 分～午後 3 時 4 0 分
場所	
庁議室	
出席者	
区長、副区長、副区長、教育長、政策企画部長、総務部長、危機管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、防災都市づくり監、会計管理部長、教育部長、政策企画課長、企画担当課長、財政課長、広報・シティプロモーション課長、総務課長	
付議案件	
1	令和 8 年度財政援助団体の取組について
2	専決処分した和解に関する区議会への報告について（荒川区子ども家庭総合センター庁有自転車物損事故）
3	区の木「サクラ」、区の花「ツツジ」の状況について
4	令和 9 年度以降における区民保養所ホテルグリーンパール那須の取扱い（案）について
5	『Pokémon GO』自治体連携事業への参加について（荒川区公式ルートの作成）
6	令和 8 年度補正予算案（ 6 月会議・追加議案）について
審議の要旨	
1	令和 8 年度財政援助団体の取組について 企画担当課長から資料に基づき説明があり、了承。 ○社会的ニーズや行財政改革等、多様な観点から財政援助団体の在り方について検討していく必要がある。
2	専決処分した和解に関する区議会への報告について（荒川区子ども家庭総合センター庁有自転車物損事故） 子ども家庭総合センター副所長から資料に基づき説明があり、了承。
3	区の木「サクラ」、区の花「ツツジ」の状況について 土木管理課長から資料に基づき説明があり、了承。 ○花や緑に関する調査研究をするために今年度設置された特別委員会においては、区の木であるサクラと区の花であるツツジに加え、都電沿線に植栽されているバラも含め、景観やCO2削減の観点も踏まえて、緑の施策について検討していくことが必要である。
4	令和 9 年度以降における区民保養所ホテルグリーンパール那須の取扱い（案）について コミュニティ施設課長から資料に基づき説明があり、了承。

- 5 『Pokémon GO』自治体連携事業への参加について（荒川区公式ルートの作成）
観光振興課長から資料に基づき説明があり、了承。

（主な意見・質疑）

○荒川区健康アプリ「あらチャレ」と「Pokémon GO」とのすみ分けはどのようなものか？

- ・ 荒川区健康アプリ「あらチャレ」は区内在住の方が主な対象で、健康増進が主な目的となっているが、「Pokémon GO」はゲームであり、区外の人を呼び込む観光振興が主な目的となっている。しかしながら、歩くという点では一緒であり、比較的荒川区は平坦で歩きやすい街であることから、両者を活用し、楽しみながら健康の増進も図っていけるようにしたい。

- 6 令和８年度補正予算案（６月会議・追加議案）について
財政課長から資料に基づき説明があり、了承。

配付資料

- 1 令和８年度財政援助団体の取組について
- 2 専決処分した和解に関する区議会への報告について（荒川区子ども家庭総合センター庁有自転車物損事故）
- 3 区の木「サクラ」、区の花「ツツジ」の状況について
- 4 令和９年度以降における区民保養所ホテルグリーンパール那須の取扱い（案）について
- 5 『Pokémon GO』自治体連携事業への参加について（荒川区公式ルートの作成）
- 6 令和８年度補正予算案（６月会議・追加議案）について

庁議付議予定案件
(令和8年6月11日 午後 3時00分～)

1 令和8年度財政援助団体の取組について

(説明者 企画担当課長)

2 専決処分した和解に関する区議会への報告について(荒川区子ども家庭総合センター庁有自転車物損事故)

(説明者 子ども家庭総合センター副所長)

3 区の木「サクラ」、区の花「ツツジ」の状況について

(説明者 土木管理課長)

4 令和9年度以降における区民保養所ホテルグリーンパール那須の取扱い(案)について

(説明者 コミュニティ施設課長)

5 『Pokémon GO』自治体連携事業への参加について(荒川区公式ルートの作成)

(説明者 観光振興課長)

6 令和8年度補正予算案(6月会議・追加議案)について

(説明者 財政課長)

○ 今後の庁議日程

6月25日(木) 午後 3時00分～

7月 8日(水) 午後 2時00分～

庁議説明資料	
8. 6. 1 1	政策企画部政策企画課 地域文化スポーツ部文化交流推進課 福祉部福祉推進課・高齢者福祉課

令和 8 年度財政援助団体の取組について

内 容	1 概要 区では、荒川区シルバー人材センター・荒川区社会福祉協議会・荒川区芸術文化振興財団（ＡＣＣ）・荒川区自治総合研究所（ＲＩＬＡＣ）の４団体に おける課題と今後の対応の方向性について検討してきた。 これまでの検討内容をふまえ、令和 8 年度の各団体の具体的な取組について、報告する。
	2 各団体における令和 8 年度の取組 (1) 荒川区シルバー人材センター ① 他の就業支援機関や民間サービスとの棲み分けを行いつつ、就業機会の拡大に向け、東京都シルバー人材センター連合（公益財団法人東京しごと財団）と連携しながら、「シルバー派遣事業」を開始し、会員が就業できる業務分野を広げるとともに、会員数拡大を図る。 ② 顧客満足度の向上に向け、接遇研修（入会時、フォローアップ）、作業マニュアルに沿った就業の徹底等により就業の質の向上を図る。 ③ 安全就業の推進に向け、就業現場の巡回や熱中症予防対策の実施等により、安全に就業できる環境整備に努める。 (2) 荒川区社会福祉協議会（以下「社協」という。） ① 指定管理事業、委託事業、独自事業において人員配置や人件費等を精査するとともに、社協が本来担うべき役割を整理の上、必要な見直しに向けて引き続き検討を行う。 ② 国が、社協と区が協働して実施することを想定している事業等については、専門性やノウハウを十分に発揮できるような仕組みを整えていく。 ③ 社協の独自事業と区が連携することで、「身寄りのない高齢者問題」等の地域の課題解決や、生活困窮における制度等の狭間となりやすい区民の支援を充実していく。 (3) 荒川区芸術文化振興財団（ＡＣＣ） ① 優れた芸術文化事業を実施するため、芸術文化事業における区民の関心の高いジャンル等を把握し、民間等の専門的なノウハウを活用しながら、より質の高い芸術文化の興行を誘致する。なお、実施に当たっては、共催事業等の仕組みを最大限活用し、効果的かつ効率的な視点を持ちながら取り組んでいく。 ② 区の文化施設においても、区、ＡＣＣ、指定管理者が連携して、質の高い興行の誘致と区民の芸術文化活動の支援のバランスを図ることにより、区の芸術文化をより充実させていく。

	(4) 荒川区自治総合研究所（R I L A C） ① 今後の調査・研究機能の位置付けや外部の研究組織との連携等について、区と調整を図りながら検討する。 ② 新たな基本構想に基づく成果指標や行政評価の新規事業検討の際に、エビデンスに基づく政策立案に取り組むことができるよう、E B P Mに関する研究をもとに、区に活用方法を提案する。 ③ 地域コミュニティを支える組織、団体等が抱える課題等を調査研究し、課題解決や政策立案に資する報告書をまとめる。 3 その他 上記の取組方針に基づき、各団体が設置の目的に応じて専門性やノウハウを活用して、より効果的・効率的に各種事業等に取り組んでいく。			
今 後 の 予 定	令和8年6月16日 財政援助団体調査特別委員会			
議会等報告	開示予定日	区報	H P	記者会見
6月16日 財政援助団体 調査特別委員会	委員会報告後	—	—	—

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任により専決処分した和解
に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による昭和52年
10月4日荒川区議会議決（和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分につ
いて）に基づき、区が当事者である和解を次のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告する。

令和8年6月23日

荒川区長 滝口 学

法律上の和解の決定について

件名	決定年月日	和解金	相手方
子ども家庭総合センター 庁有自転車の物損事故	令和8年4月28日	27,500円	荒川区在住 女性

区の木「サクラ」、区の花「ツツジ」の状況について

1 概要・経緯

- ・昭和54（1979）年に、区民公募及び選定委員会の審議を経て、区の木については歴史的背景や花が美しい木であることなどから「サクラ」に、また、区の花については応募数が一番多い上、見た目に美しく丈夫であることから「ツツジ」に決定した。
- ・昭和55（1980）年3月に「荒川区みどりの保護育成条例」が制定され、区は、区民及び事業者と一体となって緑化を推進し、もって区民の健康で快適な生活環境を確保することとなった。また、前年度に決定した区の木「サクラ」と区の花「ツツジ」については、同条例第7条において、区が積極的に植樹の推進及び普及することと定められた。
- ・同条例では第6条において、区に「みどりの保護と育成に関する基本計画」の策定を義務付けており、これに基づき、平成2（1990）年3月に「荒川区みどりの基本計画～心のかようみどりづくり～」を、平成21（2009）年3月には後継となる「荒川区花と緑の基本計画～花と緑を通して幸せを実感できるまち～」を策定し、様々なみどりづくりの事業を進めてきた。

時 期	内 容
昭和54（1979）年11月	区の木「サクラ」・区の花「ツツジ」告示
昭和55（1980）年3月	荒川区みどりの保護育成条例制定
平成 2（1990）年3月	荒川区みどりの基本計画策定
平成21（2009）年3月	荒川区花と緑の基本計画策定

内 容

2 区の木「サクラ」

（1）状況

- ・昭和55（1980）年度から4箇年計画にて、「区の木『サクラ』2,000本植栽事業」を実施し、区道や区立公園、学校、その他の公共施設、民間施設にソメイヨシノを植栽した。

場 所	区 道	公園等
サクラ本数	627	489

・主な見どころ

荒川遊園周辺、町屋文化センター付近、アクロシティ沿い、三河島水再生センターの都電沿い、冠新道、スポーツセンター周辺、七五三通り、正庭通り、さくら通り、かんかん森通り



荒川遊園周辺のソメイヨシノ



アクロシティ沿いのソメイヨシノ

内 容
(続き)

(2) 課題

- ・当時植栽したソメイヨシノのうち、特に街路樹については老朽化が進行しているため、危険性が高いものから計画的に、伐採、植え替え等を実施している。
- ・これまでの経験から、区道については、大きい植樹枡を設けられないことや、通行の支障にならないように強剪定を行わざるを得ないことなど、大きく生長するソメイヨシノの生育環境としては劣悪なことが判明したため、植え替える際には、町会等と協議し、ジンダイアケボノ、ヨウコウ、アマノガワ等の別のサクラに変更している。

(3) その他の情報

- ・平成14(2002)年からは、ソメイヨシノ以外にも、都立尾久の原公園において、有志が中心となりシダレザクラが約250本植栽され、毎年3月下旬には、「尾久の原公園シダレザクラ祭り」が開催されている。



尾久の原公園のシダレザクラ

3 区の花「ツツジ」

(1) 状況

- ・昭和59(1984)年度から5箇年計画で「区の花『ツツジ』1万本植栽事業」を行い、道路や公園等に、集中的に植栽した。

区道のツツジ	68/101路線(16, 189㎡)
--------	--------------------

- ・主な見どころ
荒川公園、ドナウ通り周辺、さくら提通り、スポーツセンター周辺
- ・ツツジは、手入れが比較的簡単であることから、区道のほか、公園、児童遊園等においても幅広く植栽されており、緑化義務のある民間施設においても、同様に使用されている。
- ・樹種としては、オオムラサキ、ヒラド、サツキ、クルメ、ドウダンの5種が中心であり、ドナウ通りは、春には路線全体が花に包まれ、通行人の目を楽しませている。

内 容 (続き)				
	ドナウ通りのツツジ		荒川公園噴水周辺のツツジ	
今 後 の 予 定	(2) 課題			
	・道路内の植栽帯は、ツツジ等を密集して植栽しているため、空き缶などが捨てられても見つけづらく、清掃に手間が掛かるケースがある。			
	・ツツジには、暑さに弱い品種があり、夏の猛暑の中で灌水が不足すると枯れることもあるため、必要に応じて植え替えを行っている。			
	・また、歩道の一部では、バリアフリーの観点から植栽帯を撤去して歩道幅員を確保する改修を行っている。			
	令和8年6月15日 花と緑推進調査特別委員会			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
6月15日 花と緑推進調査 特別委員会	委員会報告後	—	—	—

サクラ・ツツジ植栽路線図

令和8年(2026年)4月現在



グリーンパールの区民等利用者数は減少傾向ではあるものの、未だ年間約4,000人の利用があり、世代別の利用割合からわかるように全ての世代から根強い人気を得ている。これは、昨今の国内における宿泊費の高騰等の影響もあり、手軽に利用できる施設としての需要を反映しており、保養所事業についてはその必要性から以下のとおり継続することとする。

- ・ 契約期間は令和9年4月1日から令和11年3月31日とし、今後については、区民の利用状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、2年毎に契約継続を含め内容等を見直す。
- ・ 前述の宿泊費の高騰等を踏まえ、区民等が利用しやすい料金となるよう区からの区民等利用補助等の金額を設定する。

<区民等利用料金等に係る新旧対照表>

項目	現行	令和9年度及び10年度	
区民等優先枠	10枠	10枠 ※年末年始・繁忙期等は5枠	
対象	区内在住・在勤 三親等内の親族	区内在住・在勤 在勤者の同居家族 ※同行者（区外在住）は優待料金 ※優待料金：一般料金×約0.9	
区民等利用料金	固定	協定料金-区民等利用補助 ※協定料金：優待料金-1,000円（大人） ※協定料金はフォレストと協議の上、毎年変更するため、協定料金の変更に応じて、区民等利用料金が変動	
区民等利用補助	大人：3,300円 子ども：1,650円	大人：3,300円 小学生：3,810円 3～6歳：3,150円	
C室上乗せ補助 ※フォレストに譲渡する前と同程度となるよう、区が上乗せで補助	大人：1,650円 子ども：1,100円	廃止とするが、協定料金をB室より550円低く設定（大人）	
区内在住者限定割引（上乗せ補助・加算額） ※条件が重複した場合、いずれか1つ			
	70-79歳	1,000円割引	3,000円割引
	80歳以上	2,000円割引	
	障がい者等	大人：2,000円割引 子ども：1,000円割引	大人：3,000円割引 小学生：1,500円割引 3～6歳：1,500円割引
	20歳になる方	1,000円割引	廃止
キャンセル規定	区民等利用料金から規定の割合で徴収	一般料金から規定の割合で徴収	
その他	グリーンパール以外のフォレストグループの宿泊施設についても優待料金で利用可能		

5 概算費用

24,318千円（年間・見込み）

<参考> 現行：33,948千円（令和8年度予算額）

	【参考】区民等利用料金の比較（令和８年度時点の想定協定料金を基準（平日））						
		A室（円）		B室（円）		C室（円）	
		現在	新	現在	新	現在	新
	大人	9,000 (3,300)	10,710 (3,300)	7,000 (3,300)	8,850 (3,300)	5,350 (4,950)	8,300 (3,300)
	70-79 歳	8,000 (4,300)	7,710 (6,300)	6,000 (4,300)	5,850 (6,300)	4,350 (5,950)	5,300 (6,300)
	80 歳以上	7,000 (5,300)	7,710 (6,300)	5,000 (5,300)	5,850 (6,300)	3,350 (6,950)	5,300 (6,300)
	小学生	5,000 (1,650)	5,997 (3,810)	4,000 (1,650)	4,695 (3,810)	2,900 (2,750)	4,310 (3,810)
	3～6 歳	5,000 (1,650)	3,855 (3,150)	4,000 (1,650)	2,925 (3,150)	2,900 (2,750)	2,650 (3,150)
※（ ）内は区民等利用補助と区内在住者限定割引の合計							
※令和９年度以降の区民等利用料金については、協定料金の変更に応じて変動							
今 後 の 予 定	令和８年６月２５日 福祉・区民生活委員会 ８月 １日 区報及び区 HP 等において周知 ９月 １日 新たな料金設定での運用における予約開始 令和９年４月 １日 新たな料金設定での運用開始						
議会等報告	開示予定日	区報	HP		記者会見		
6月25日 福祉・区民生活 委員会	委員会報告後	8月1日	8月1日		—		

庁議説明資料	
8. 6. 1 1	産業経済部観光振興課

『Pokémon GO』自治体連携事業への参加について (荒川区公式ルートの作成)

内 容	1 概要	・スマートフォン向け位置情報ゲームアプリの『Pokémon GO』の事業者であるナイアンティック社（Niantic, Inc.）から自治体向け連携プロジェクトの案内があった。			
		・プロジェクト内容は、区の公式ルートを作成し、そのルートを『Pokémon GO』ユーザーに歩いて散策してもらうものであり、地域の魅力の再発見と活性化につながることを期待できることから、連携事業に参加することとする。			
	2 荒川区の対応	・公式ルートは、『Pokémon GO』内の「ポケストップ」「ジム」をスタート地点・ゴール地点に設定した、自治体側で設定したおすすめの順路をゲームのプレイヤーに歩いて楽しんでいただく機能である（10 ルートまで設定可）。スタート地点からゴール地点までは最短 0.5km 以上～最長 1.5km 以内にする事となっている。			
		※ポケストップ…『Pokémon GO』のマップ上に点在する青い立方体や円柱のランドマークであり、これらを訪れて中心部をスワイプすると、ゲーム上のアイテムが無料でもらえる。現実世界の様々な公共の場所に設置されている。			
	※ジム	…プレイヤーを含むポケモントレーナー達の実力を鍛え、試すためのポケモンバトル施設			
		・区としては、あらチャレウォークラリーのルート、地球の歩き方「荒川区の都電沿線」のモデルコース、ことりっぴ日暮里のモデルコース、観光ボランティアガイドのモデルコース等を活用して荒川区公式ルート案を複数作成し、ナイアンティック社と調整を進める。			
		※申請した全ルートが公式ルートとして反映されるとは限らない			
		・公表の際には歩きスマホ、ながらスマホはしないよう案内する。			
	3 公式ルート実装までの今後の流れ				
	(1) 秘密保持契約書締結				
	(2) 利用規約への同意				
	(3) ルート申請（ゲームアプリ内から公式ルート作成および申請）				
	(4) 公式ルートの審査・承認				
	(5) 反映				
今 後 の 予 定	令和8年6月12日 観光・シティプロモーション調査特別委員会				
議会等報告		開示予定日	区報	HP	記者会見
6月12日観光・シティプロモーション調査特別委員会		—	—	令和8年6月	令和8年6月

庁議説明資料	
8.6.11	政策企画部財政課

令和8年度補正予算案（6月会議・追加提案）について

内 容	1 概要 令和8年度補正予算案（6月会議・追加提案）について、その内容を報告する。											
	2 補正予算の規模及び財源 (単位：千円) <table><tr><td>区 分</td><td>補正前予算額</td><td>補正額</td><td>補正後予算額</td></tr><tr><td>一 般 会 計</td><td>136,852,916</td><td>62,129</td><td>136,915,045</td></tr></table> [一般会計の財源] 都支出金 48,010 千円、繰入金 14,119 千円				区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	一 般 会 計	136,852,916	62,129	136,915,045
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額								
	一 般 会 計	136,852,916	62,129	136,915,045								
	3 補正事項 【一般会計（第2回）】 (1) 子育て施設等への物価高騰対策補助事業 62,129 千円 物価高騰等の影響を受ける区内子育て施設等を支援するため、保育事業者等の負担軽減を目的とした補助事業を実施する。											
今 後 の 予 定	令和8年6月23日 本会議（議案提出） 6月25日 総務企画委員会（議案審査） 7月 8日 本会議（議決）											
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見								
6月25日 総務企画委員会	委員会報告後	—	本会議議決後	—								